

情報共有システム活用工事及び業務についての特記仕様書（案）

【工事】対象工事の特記仕様書に以下の内容を記入することとする。

第〇条 工事施工中の情報共有システムの活用について（■■型）

- 1 本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の■■型工事である。発注者指定型にあつては、情報共有システムの活用を義務付ける工事であり、受注者希望型は契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。

なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）高知県」によること。

- 2 システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - （１）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - （２）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - （３）（２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

【委託業務】対象業務の特記仕様書に以下の内容を記入することとする。

第〇条 業務履行中の情報共有システムの活用について（受注者希望型）

- 1 本業務は、調査職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の受注者希望型業務であり、契約後、受発注者間の協議により活用を決定することとする。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）高知県」によること。
- 2 システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - （１）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - （２）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - （３）（２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると調査職員も

しくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、
受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、調査職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。